

新型コロナウイルス感染症対策新事業形態創出補助金交付要綱

(目的)

第1条 塩釜商工会議所（以下「当所」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策として、新事業形態の創出により経営の安定に取り組む当所会員商工業者（組合、団体を除く）に対して、創出した事業形態の周知にかかる経費の全部または一部もしくはインターネット販売にかかる経費の全部または一部を補助することで、当所会員商工業者の安定した事業継続を図ることを目的として本要綱を定める。

(補助対象者)

第2条 本要綱の補助対象者は、会費を完納している当所会員商工業者で、令和2年1月1日から事業期間終了の日までの間に、新事業形態の創出を行いかつその周知を計画もしくは実施する事業者、もしくは令和2年1月1日から事業期間終了の日までの間に、インターネット販売のうち特に地域産品ギフトモール「おもてなしギフト」への参加を計画もしくは実施する事業者とする。

なお、本補助金は、当所が募集する新型コロナウイルス感染症対策備品購入補助金もしくは国および地方公共団体が募集する補助金ならびに助成金と重複して申請することはできない。

(事業期間および補助対象経費)

第3条 本補助金の事業期間は令和2年1月1日から同年9月30日までとし、補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症対策として新たに事業形態を創出し、事業期間内に支払った新事業形態を周知するための費用もしくは、ネット通販（地域産品ギフトモール「おもてなしギフト」に限る）へ申し込み、事業期間内に支払った初年度会費および初期費用とし、その対象経費は別表1のとおりとする。

(補助額)

第4条 1事業所50,000円（消費税含む）を上限として支給し、1回限りとする。ただし、本制度の利用者が20名を超えた場合、上限額を低減する場合がある。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、新型コロナウイルス感染症対策新事業形態創出補助金交付申請書（様式1号）を令和2年7月31日までに当所事務局へ提出するものとする。

(実施報告)

第6条 補助事業は事業完了後すみやかに新型コロナウイルス感染症対策新事業形態創出補助金実施報告書（様式3号）に確認書類を添え、当所事務局へ提出するものとする。また実施報告の提出期限は令和2年9月30日までとする。

(交付決定及び通知)

第7条 当所は、前条の実施報告書（様式3号）を受理したときには、その内容を審査し、その適否を決定し、期間終了後交付額を決定して申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、新型コロナウイルス感染症対策新事業形態創出補助金交付決定通知書（様式2）により行うものとする。

(交付)

第8条 当所は、前条の規定により交付決定した場合、補助金を交付する。

2 本補助金の交付は、交付申請者が指定した口座への振込により行う。

(不当利益の返還)

第9条 当所は、交付申請者が交付申請時に誓約・同意した内容に違反したと認められるとき、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 当所は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた交付申請者に対し、期限を定めその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当所が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

別表1

補助対象経費

補助対象経費は新型コロナウイルス感染症対策として取り組んだ新事業形態の創出を周知するための経費、もしくは地域産品ギフトモール「おもてなしギフト」出店にかかる経費で、以下の経費とする。

	補助対象経費
1	デザイン料（新事業形態を周知するチラシ等）
2	印刷費（新事業形態を周知するチラシ等）
3	折込料およびポストイン費用（新事業形態を周知するチラシ等の配布）
4	広告掲載料（新事業形態を周知する広告）
5	地域産品ギフトモール「おもてなしギフト」出店にかかる初年度会費
6	地域産品ギフトモール「おもてなしギフト」ページ作成にかかる商品撮影代等諸経費
7	その他、取り組みに必要と商工会議所が認めた経費